

## 育 児 支 援 家 庭 訪 問 事 業 実 施 要 綱

平成 17 年 2 月 17 日	16 新福児子育第 1439 号
平成 19 年 1 月 17 日	18 新福子子ども第 479 号
平成 20 年 2 月 21 日	19 新福子子ども第 499 号
平成 22 年 2 月 8 日	21 新子サ榎第 1108 号
平成 23 年 3 月 31 日	22 新子サ榎第 1623 号
平成 24 年 1 月 30 日	23 新子総榎第 1130 号
平成 25 年 2 月 6 日	24 新子総支第 2071 号
平成 25 年 12 月 9 日	25 新子総子第 1966 号
平成 26 年 3 月 20 日	25 新子総子第 2758 号
平成 27 年 1 月 20 日	26 新子総総第 866 号

### 第 1 章 総 則

#### (目的)

**第 1 条** この要綱は、産後の育児及び養育に支障がある家庭に対して、訪問による相談、支援等を行うことにより、現に乳児及び児童を養育する者（配偶者及び同居人その他の協力者を含む。以下「養育者」という。）の育児及び養育を支援するとともに、乳児及び児童の健康で情操豊かな育成と虐待防止を図ることを目的とする。

#### (用語の定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 産後 出産日から 12 か月以内の期間
- (2) 乳児 満 1 歳に満たない者
- (3) 児童 満 18 歳に満たない者（前号に掲げる者を除く。）
- (4) 特定妊婦 以下の理由により、妊娠期から支援が必要な妊婦
  - ①若年
  - ②経済的問題
  - ③妊娠葛藤
  - ④母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届
  - ⑤妊婦健診未受診
  - ⑥多胎
  - ⑦妊婦の心身の不調
- (5) 育児 乳児の授乳、摂食、おむつ交換、着替え、入浴、睡眠のためのあやし等の世話、乳児の発達段階に合わせた遊び提供及び乳児の兄姉の養育
- (6) 養育 児童の食事、排泄、入浴、着替え、睡眠等基本的な生活習慣や動作を身につけさせるための世話、児童の心身の発達に合わせた遊びと運動及び学習の機会の提供並びに社会的生活習慣を習得させるための指導、保育園・幼稚園・小学校等児童の集団生活と学習の機会を保証する機関への送迎
- (7) 家事 育児又は養育を行うことと並行して、家庭における生活を維持するために行う炊事、洗濯、掃除、買物等

#### (育児支援家庭訪問事業)

**第 3 条** 区長は、第 1 条の目的を達成させるため、次に掲げる育児支援家庭訪問事業(以下「事業」という。)を行う。

- (1) 訪問相談 特定妊婦及び養育者の産後の育児及び養育に対する不安等に関する相談
- (2) 産後支援 産後の育児及び家事の援助及び、養育等に関する相談
- (3) 養育支援 養育及び家事の援助及び、養育等に関する相談

## 第2章 訪問相談

### (利用できる者)

**第4条** 訪問相談を利用できる者は、新宿区に住所を有する、乳児又は児童と同居し、現に訪問相談を必要としている養育者及び、特定妊婦とする。

### (利用回数及び利用時間)

**第5条** 訪問相談の利用回数及び利用時間は、養育者からの要望と必要度により、従事する者が所属する機関が判断する。

### (事業に従事する者)

**第6条** 訪問相談に従事する者は、次のとおりとする。

- ア 新宿区立子ども総合センター職員
- イ 新宿区立子ども家庭支援センター職員
- ウ 新宿区立児童館職員
- エ 新宿区保健センターに勤務する保健師

### (利用の申請及び決定)

**第7条** 書面による申請・決定は必要としない。

### (利用料)

**第8条** 利用料は、徴収しない。

## 第3章 産後支援

### (利用できる者)

**第9条** 産後支援を利用できる者は、新宿区に住所を有する、産後、乳児と同居し、現に産後支援を必要としている養育者とする。

### (利用回数及び利用時間)

**第10条** 産後支援の利用回数は、養育者1人につき、1日1回を限度とし、10回30時間以内とする。ただし、乳児が多胎児の場合は、15回45時間以内とする。

2 利用時間は、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。）を除く。）の午前9時から午後5時までの時間のうち、1時間を単位とする連続した3時間又は4時間とする。

### (事業に従事する者)

**第11条** 産後支援に従事する者は、次のとおりとする。ただし、産後支援の内容が家事の支援のみの場合は、この限りでない。

- ア ベビーシッターの認定を受けた者

- イ 保育士の資格を有する者
- ウ 幼稚園・小学校の教員免許を有する者
- エ 育児又は養育に知識と経験を有する者

2 産後支援は、事業者に委託するものとする。

3 前項の規定により委託を受けた事業者（以下この章において「受託事業者」という。）は、産後支援に従事する者に対し適切な研修等を実施するものとする。

#### **（利用の申請）**

**第 12 条** 事業を利用しようとする者は、新宿区育児支援家庭訪問(産後支援)利用申請書（第 1 号様式。以下この章において「申請書」という。）により区長に申請しなければならない。ただし、申請者において緊急でやむを得ない理由があると区長が認めたときは、口頭により申請することができる。この場合において、申請者は、事後速やかに申請書を区長に提出するものとする。

2 利用の申請は、利用したい日の 1 週間前の日（月曜日から金曜日、休日を除く）までの午前 9 時から午後 5 時に、電話または来所により申請する。

#### **（利用の決定等）**

**第 13 条** 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、第 6 条アからエまでに掲げる者が、申請の内容について調査及び検討を行い、その効果の測定を実施し、当該支援の必要性等を判定するものとする。

2 区長は、前項の規定による判定の結果を踏まえ、利用の可否を決定し、新宿区育児支援家庭訪問(産後支援)（決定・不決定）通知書（第 2 号様式）により申請者に通知する。

3 区長は、利用を決定したときは、新宿区育児支援家庭訪問（産後支援）依頼書（第 3 号様式）により受託事業者に通知する。

4 受託事業者は、産後支援を行ったときは、新宿区育児支援家庭訪問報告書（第 4 号様式）により、区長に報告するものとする。

#### **（利用料）**

**第 14 条** 産後支援の利用料は、別表に定めるとおりとし、産後支援を利用した者が受託事業者に直接支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乳児、養育者及び家庭の状況から産後支援の必要性・緊急性が高く、乳児の保護のため、やむを得ないと認めるときは、利用料を区が負担することができる。

#### **（利用の辞退）**

**第 15 条** 利用者が、サービスの利用を辞退する場合は、区長に対して利用の前日（土日祝日に当たるときは、その直前の平日）の午後 5 時までに申し出なければならない。

2 利用者が、前項の規定による申出を行わなかったときは、別表に規定する住民税課税世帯の 1 時間あたりの自己負担額を、受託事業者に直接支払うものとする。ただし、サービスを辞退する理由が、緊急入院や急病等やむを得ない場合はこの限りではない。

#### **（利用の決定の取消し）**

**第 16 条** 区長は、利用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、

当該利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第9条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により事業の利用の決定を受けたとき。

## 第4章 養育支援

### (利用できる者)

**第17条** 養育支援を利用できる者は、新宿区に住所を有する、乳児又は児童と同居し、現に養育支援を必要としていると区が認めた養育者及び、特定妊婦とする。

### (利用回数及び利用時間)

**第18条** 養育支援の利用回数は、養育者1人につき、1日2回を限度とし、区が、養育支援を必要とする事由が解消または軽減されたと判断するまでとする。

2 養育支援の利用時間は、午前7時30分から午後8時までの間とし、1日4時間を限度とする。

3 利用単位は1時間からとし、1時間を超える場合は30分単位で利用できるものとする。

### (事業に従事する者)

**第19条** 養育支援に従事する者は、特定妊婦・養育に支障のある家庭の福祉の向上と虐待防止に理解と熱意を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 保健師の資格を有する者
- イ 看護師の資格を有する者
- ウ 助産師の資格を有する者
- エ 保育士の資格を有する者
- オ 育児又は養育に知識と経験を有する者

2 養育支援は、事業者に委託するものとする。

3 前項の規定により委託を受けた事業者（以下この章において「受託事業者」という。）は、養育支援に従事する者に対し適切な研修等を実施するものとする。

### (利用の申請)

**第20条** 第17条に該当し、事業を利用しようとする者は、新宿区育児支援家庭訪問（養育支援）利用申請書（第5号様式。以下この章において「申請書」という。）により区長に申請しなければならない。ただし、申請者において緊急でやむを得ない理由があると区長が認めたときは、口頭により申請することができる。この場合において、申請者は、事後速やかに申請書を区長に提出するものとする。

### (利用の決定等)

**第21条** 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、第6条アからエまでに掲げる者が、申請の内容について調査及び検討を行い、その効果の測定を実施し、当該支援の必要性等を判定し、支援計画を立てるものとする。

2 区長は、前項の規定による判定の結果を踏まえ、利用の可否を決定し、新宿区育児支援家庭訪問（養育支援）（決定・不決定）通知書（第6号様式）により申請者に通知する。

3 区長は、利用を決定したときは、新宿区育児支援家庭訪問（養育支援）依頼書（第7号様

式)と新宿区育児支援家庭訪問(養育支援)計画書(第8号様式)により受託事業者に通知する。

- 4 受託事業者は、養育支援を行ったときは、新宿区育児支援家庭訪問報告書(第4号様式)により、区長に報告するものとする。

#### (利用料)

**第22条** 養育支援の利用料は、別表に定めるとおりとし、養育支援を利用した者が受託事業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乳児又は児童、養育者及び家庭の状況から養育支援の必要性・緊急性が高く、乳児又は児童の保護のため、やむを得ないと認めるときは、利用料を区が負担することができる。

#### (利用の辞退)

**第23条** サービスの利用を辞退する者は、利用日の前日の午後5時までに区長に申し出なければならない。ただし、利用日の前日が12月29日～1月3日に当たるときは、12月28日までに申し出なければならない。

- 2 利用者が、前項の規定による申出を行わなかったときは、別表に規定する住民税課税世帯の1時間あたりの自己負担額を、受託事業者に直接支払うものとする。ただし、サービスを辞退する理由が、緊急入院や急病等やむを得ない場合はこの限りではない。

#### (利用の決定の取消し)

**第24条** 区長は、利用の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第17条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により事業の利用の決定を受けたとき。

#### (補則)

**第25条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 本要綱改正前に、要綱の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 12 月 10 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第 14 条 ・ 第 22 条 関 係 ）

	1 時 間 あ た り の 自 己 負 担 額	30 分 あ た り の 自 己 負 担 額
<u>生活保護世帯、住民税非課税世帯(1)及び、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律による 支給給付を受けている世帯</u>	0 円	0 円
<u>住民税非課税世帯(2)</u>	5 0 0 円	2 5 0 円
<u>住民税課税世帯</u>	1 , 0 0 0 円	5 0 0 円

備考

- 1 住民税非課税世帯(1)とは、住民税が非課税であって、母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)に規定する配偶者のない女子で、現に乳児又は児童を扶養しているものの属する世帯及びこれに準ずる世帯をいう。
- 2 住民税非課税世帯(2)とは、住民税非課税世帯(1)以外の世帯であって、住民税が非課税の世帯をいう。